新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づいた講習ガイドライン

令和 4 年 5 月 25 日改定版 日本赤十字社神奈川県支部

1. 講習開催にかかる種別、再開日等について

○講習実施の実施について

- ・日赤本社の通知に基づき、令和4年7月1日より全ての開催団体を対象に全ての講習を再開する。
- ※再開後であっても、<u>国による緊急事態宣言の期間中は原則全講習を休止する。</u>また、その他の県や日赤本社等からの要請により、支部の判断で休止する場合もある。
- ※令和4年6月30日までに実施する講習については、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づいた講習ガイドライン(2022年1月4日改定版)」に準じて実施すること。
- ※新型コロナウイルスの感染状況等によって、支部の判断で救急法基礎講習の実施方法を「救急法 基礎講習における暫定措置について(別紙)」に基づき実施する場合がある。

○講習開催の申請について

・「講習開催申請書」に併せて、事前に講習実施の条件が整っているか確認するため、「講<mark>習開催申請</mark> チェック表」(様式1)の提出を必須とする。

2. 講習開催にかかる条件等について

〇下記の条件を満たす場合のみ実施できる

- (1)環境に関すること
 - ア. 3つの密(密閉・密集・密接)の防止が図れること
 - ①会場の窓、扉を開放するなど、常時または定期的(最低毎時2回以上)な2方向換気を徹底すること(密閉の防止)
 - ②会場の広さが十分で、人と人との間隔をできるだけ2m(最低1m)確保すること。なお、実技や グループワークを実施する際は、マスク(不織布を推奨)を着用(水中での実技は除く)し、大声 を出さないなど、飛沫感染防止策を適切に講じること(密集の防止)
 - ③人と人の接触時間を必要最低限にすること(密接の防止) ※その他、詳細な確認事項等は「講習開催申請チェック表」(様式1)を参考にすること。
 - イ. 資器材、会場備品の消毒が適宜行えること(常に資器材、備品を清潔にしておくこと)
 - ①受講者、指導員は、講習会場への入退場時は、アルコールによる手指消毒を行う
 - ②受講者、指導員は、資器材については使用の都度消毒を行う
 - ③開催団体は、会場の備品等について、事前にアルコール消毒等を行う
 - ④開催団体は、支部より貸し出した資材について、返却前に指定の方法で消毒を行う
 - ウ. 神奈川県の「感染防止対策取組書」の掲示
 - ①事前に神奈川県の「感染防止対策取組書」を発行し会場内に掲示すること
 - ②神奈川県「LINEコロナお知らせシステム」を活用すること

(2)講習内容に関すること

【以下の実技等は実施しないこと】

人工呼吸(呼気吹き込み法)

※講習中は会話による飛沫感染防止策として、近距離の会話の回避(長時間)、3つの密を避ける等定期的な休憩の設置をすること。

3. 実施にあたって

○開催団体

- 上記の2-(1)環境に関すること、2-(2)講習内容に関することを遵守すること
- ・講習開催申請書を提出する際は、事前に本ガイドラインを熟読、理解した上で「講習開催申請チェック表」(様式1)と申請書を併せて提出すること
- ・講習受講者に対し、事前に「受講者の皆さんへのお願い」(配布資料)を配布し、受講者自身が感染予防に留意し、参加協力してもらえるようにすること
- ・講習受講者に対し、講習内容に人と人とが接触する実技(一部講習)を含むこと及び講習中の新型コロナウイルス感染症への感染はセーフティプログラム(受講者保険)の適用外となることを事前に周知すること
- 体調がすぐれない受講者については、あらかじめ受講を控えてもらうよう説明すること
- ・受講者全員に手指消毒およびマスク(不織布を推奨)の着用(水中での実技は除く)をさせること
- 手指消毒用アルコール及び資材の消毒に使用する布等を準備すること
- ・支部より貸し出した資材について、返却前に指定の方法で消毒を行うこと
- ・講習当日、受講者に「健康チェック表」(様式3)を配布し、記入させ、指導員確認後は開催団体で講習終了後1ヵ月程度保管し、その後は速やかに破棄すること
- 感染予防にかかる安全が担保できないと支部が判断した場合には、講習を中止とすることがあること
- ・感染予防にかかる安全が担保できないと開催団体が判断した場合には、速やかに講習を中止すること
- ・新型コロナウイルスの感染が発生した場合に備え、受講者全員の緊急連絡先を把握し、講習終了後 1ヵ月程度保管し、その後は速やかに破棄すること
- 休日においても受講者からの連絡が可能なように、休日対応可能な連絡先を周知すること
- ・講習実施後10日間以内に受講者及び開催関係者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、速やかに支部へ報告すること
- ・感染者が確認された場合には保健所等の聞き取り調査へ協力すること
- ・感染拡大防止のため、貸し出し資材については仕様の変更や使用方法の変更等をお願いする場合 があること

〇受講者

- ・講習中は常にマスク(不織布を推奨)を着用(水中での実技は除く)し、適宜手指消毒を行い、自身の 体調管理を行うこと
- 資器材については使用の都度消毒を行うこと
- 講習当日の起床時から講習開始前までに検温を行うこと(異常がある場合は、講習参加を控える)
- ・講習当日に開催団体から渡される「健康チェック表」(様式3)を記入し、指導員へ提出すること
- 「受講者の皆さんへのお願い」(配布資料)を理解し、順守すること
- ・万が一に備え、開催団体に緊急連絡先等の情報を提供すること
- ・講習受講後10日間以内に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、速やかに開催団体

へ報告すること

- 感染が確認された場合には保健所等の聞き取り調査へ協力すること
- ・受講者は原則として開催地域の在住・在勤・在学者であること
- ※講習中の新型コロナウイルス感染症への感染はセーフティプログラム(受講者保険)の適用外となります。

〇指導員

- 上記2-(1)環境に関すること、2-(2)講習内容に関することを遵守すること
- ・講習中は常にマスク(不織布を推奨)を着用(水中での実技は除く)し、適宜手指消毒を行い、自身の 体調管理を行うこと
- 資器材については使用の都度消毒を行うこと
- 講習当日起床時から開始講習前までに検温を行うこと(異常がある場合は支部に連絡し指示を仰ぐ)
- ・講習冒頭のオリエンテーションで「健康チェック表」(様式3)および「受講者の皆さんへのお願い」(配布 資料)に基づいて、感染予防等について説明すること
- ・講習開始前に全受講者・指導員の「健康チェック表」(様式3)を確認し、健康状態を把握すること
- ・講習開始前に「講<mark>習実施チェック表」</mark>(様式2)を基に安全を評価し、安全が担保できない場合は、開催団体に改善を求めること
- ・改善が困難な場合は支部に連絡し判断を委ねること
- ※休日の支部への連絡については対象指導員へ別途連絡します。
- ・「講習実施チェック表」(様式2)は講習実施報告書と併せて支部へ提出すること
- ・「健康チェック表」(様式3)は講習実施前に確認し、受講者分は開催団体へ提出し、指導員分のみ講習実施報告書と併せて支部へ提出すること
- ・講習実施後10日間以内に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、速やかに支部へ報告すること
- ※新型コロナウイルス感染症について、赤十字ボランティア保険では保険適用対象となります。

令和2年07月21日 策定 令和2年10月27日 改定 令和3年09月06日 改定 令和4年01月04日 改定 令和4年05月25日 改定

(問い合わせ先)

日本赤十字社神奈川県支部

救護課 健康安全係

電話 045-681-2192(代) FAX 045-681-1120